

報告第15号

専決処分の報告について

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月29日提出

幸手市長 木村純夫

専決第11号

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年9月27日

幸手市長 木 村 純 夫

記

1 相手方

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○ ○ ○ ○

2 事故の概要

令和6年7月7日、午後5時1分頃、幸手市保健福祉総合センターの障がい者専用の駐車場に駐車した自家用車へ立て看板が倒れ、自家用車に傷が生じたものである。

3 損害賠償額

金131,252円

上記金額の内訳（合計に責任割合100%を乗じたものとする。）

バンパーカバー取替等代 131,252円

合 計 131,252円